

緊急事態?!に備えて

「どうしよう?!」の前にできることハンドブック

## この冊子（ハンドブック）を出すにあたり

「緊急時対応アンケート」にご記入頂いた当事者の方々・ご家族並びに配布・回収にご協力頂いた各関係機関の皆様はこの場をお借りして御礼申し上げます。

自立支援協議会 地域生活支援部会では、「緊急時の対応について不安がある。」という事について課題として取り上げ、解決のため、障がいのある方とそのご家族から、「急なことで家族だけで対応できず困った。」ということをお話という形でお話をお聞かせいただき、「“緊急”ってこんなとき。」ということについて情報を集め、似たようなお話をグループに整理し、「グループごとの緊急」に対して、どのような支援が必要かを協議検討していくことになりました。

アンケートには、予想を上回る回答数を頂き、改めて「緊急対応」についての関心の高さや「困っている実態」の一端を知ることが出来ました。

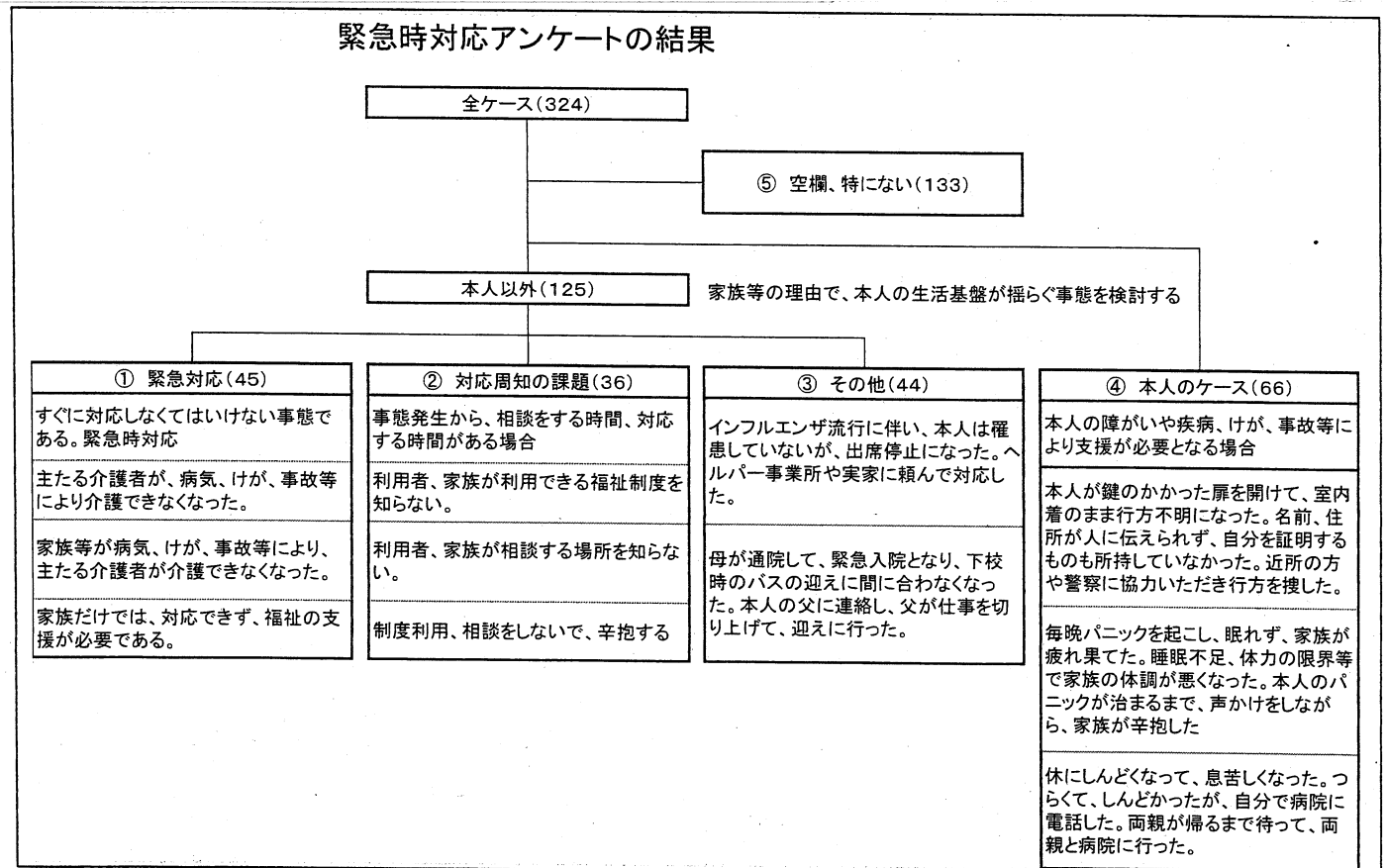
ここで取り上げた緊急について、障がいのある本人に怪我や病気など何も起こっていないが、家族など周囲の方に何かが起こったために、障がいのある方の介助（支援）が行えなくなる状態に陥ったことに着目し、生活基盤が崩れる状況を、「緊急」として捉えることになりました。

次に、状況からみると緊急ですが、実態をみると予測が出来そうな出来事もあり、相談できることや事前に声掛けが出来ていれば、家族がそんなに頑張らなくても良かったのではないかとこの案件もありました。

また、アンケート回収前までは、障がいのある当事者の場合は、何かあれば「救急」として動くからと除外されていましたが、回収後の意見では、一人暮らしの当事者にも当てはまる事態であることも浮き彫りになり、引き継いでいく課題として確認することができました。

地域生活支援部会では、アンケートを下記の通りに分類を行い、①②を取り組んでいくことを2015年度に申し送りを行いました。

### アンケート分類 (図)



## 2015年度の取り組みとして

福祉サービスに関する情報や活用に差があることも見えてきました。これらの周知ができれば、想定できる「緊急（生活基盤の崩れる）事態」に備えることができるご家族が増え、不安の軽減につながると考えました。そのようなことから上記で分類した②のような事例から取り組んでいくことになりました。

### アンケートの事例を基に考えてみましょう!

#### 事例1（年齢順N○135）

本人の父が意識不明になり、母が救急車を呼び、緊急入院した。脳梗塞で、いつ亡くなるかわからない状況だった。（その後転院を2回、11ヶ月後3回目の病院で亡くなる。）母が父に付き添い、本人たち(兄妹)2人の介護ができないため、二人ともショートステイなどを利用することになった。その後、兄はグループホームへ、妹は寄宿舍、桃山学園のショートステイ、私費の宿泊を利用した。

こんな支援体制が作れたかもしれません。

#### 事例2（年齢順N○77）

母が具合が悪くなり、「1週間は入院、退院後もしばらくは家で休養すること」と医師に言われ、入院手術をした。寄宿舍に1ヶ月緊急入舎し、通学できた。

こんな支援体制が作れたかもしれません。

#### 事例3（年齢順N○18）

本人の送迎をしてくれていた祖母が圧迫骨折で入院し、通学の援助ができなくなった。母はフルタイムの仕事を持ち、送迎時間は仕事である。母が休みを取るが、欠勤扱い。有休は既に本人の通院や本人の兄の学校行事で使い果たしていた。欠勤が重なると給与等待遇面でダメージがある。

こんな支援体制が作れたかもしれません。

#### 事例4（年齢順N○6）

母が、腱鞘炎で手が使えなくなり、本人の世話や家事、運転ができなくなった。母の父に広島から来てもらい助けてもらった。

こんな支援体制が作れたかもしれません。

事例でもわかるように、方法は他にもとれた可能性があります。いくつかの方法を事前に準備しておけば、あわてずに済む場合も多いかと思います。

## 相談支援の活用

いつも家族の事で忙しい毎日を過ごしている中で、自分で支援体制や関係を作っていくのは大変です。支援をしてもらう際に障がいのある家族のことを知ってもらえている人たちに支援をしてもらえたら良いです。そのために、知人・友人も含めて事前に各ご家庭に合わせた支援体制を考えておく必要があると思います。

相談支援が受けられる制度があります。

## 相談支援

障害者総合支援法のパンフレットから移したものです。

事業名	内 容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</li> <li>●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。</li> <li>●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。</li> </ul>
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</li> <li>●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</li> </ul>

## 「障がい者」の相談支援体制

サービス等 利用計画	<b>指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)</b> ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画相談支援（個別給付） ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援</li> <li>●基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)</li> </ul>
地域移行支援・ 地域定着支援	<b>指定一般相談支援事業者</b> ※事業者指定は、都道府県知事、 指定都市市長及び 中核市市長等が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域相談支援（個別給付） ・地域移行支援 (地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等）</li> <li>●基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)</li> </ul>

## 「障がい児」の相談支援体制

サービス等 利用計画 等	居宅サービス	<b>指定特定相談支援事業者</b> ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画相談支援（個別給付） ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援</li> <li>●基本相談支援 (障害児や障害児の保護者等からの相談)</li> </ul>
	通所サービス	<b>障害児相談支援事業者</b> <small>児童福祉法に基づき設置</small> ※事業者指定は、市町村長が行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児相談支援（個別給付） ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助</li> </ul>

※障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

サービス等利用計画案を作成する際に、日常的な生活の支援だけではなく、考えられる緊急時を想定して、緊急時の体制も相談して準備しておきましょう。一覧表を作りましょう。

別紙で連絡先一覧をつけて記入してもらえるようにするというのはいかがでしょうか？

〇〇さんの緊急時連絡先一覧

優先順位	事業所名	電話番号	担当者	備考
	計画相談事業所名			
	日中活動事業所名			
	ヘルパー事業所名			

以上が「たたき台」としての内容です。

他に

◆ページ数：A3裏表の4ページで押さえるか、A4片面でページ数にこだわらなくてもよいかのご意見下さい。

◆相談支援事業所やサービス提供事業所に周知しておかなければならない事項の整理

・計画相談事業所に対しての周知事項

アセスメント時に①想定される緊急事態、②その時にインフォーマル部分での支援が得られるか、などを調査項目の中で聞き取る。

・サービス提供事業所に対しての周知事項

利用者の想定される緊急時体制についての事業所内での周知。計画相談への連絡手順など

◆配布方法

・配布

・ダウンロード版など

緊急時連絡先一覧

優先順位	事業所名	電話番号	担当者	備考
				計画相談事業所
				日中活動事業所
				ヘルパー事業所
				親戚